

第4回 佐呂間町部活動地域移行検討協議会

日 時 令和6年1月16日（火曜日）
午後6時30分～
場 所 佐呂間町町民センター
第1研修室

1. 会長挨拶

2. 協議事項

1) 佐呂間町における部活動地域移行のプロセスについて（修正版）
…資料1

2) 答申に向けて
・町立学校における部活動の今後のあり方について（答申）（案）
について…資料2

3) その他



■佐呂間町における部活動地域移行のプロセス

資料1

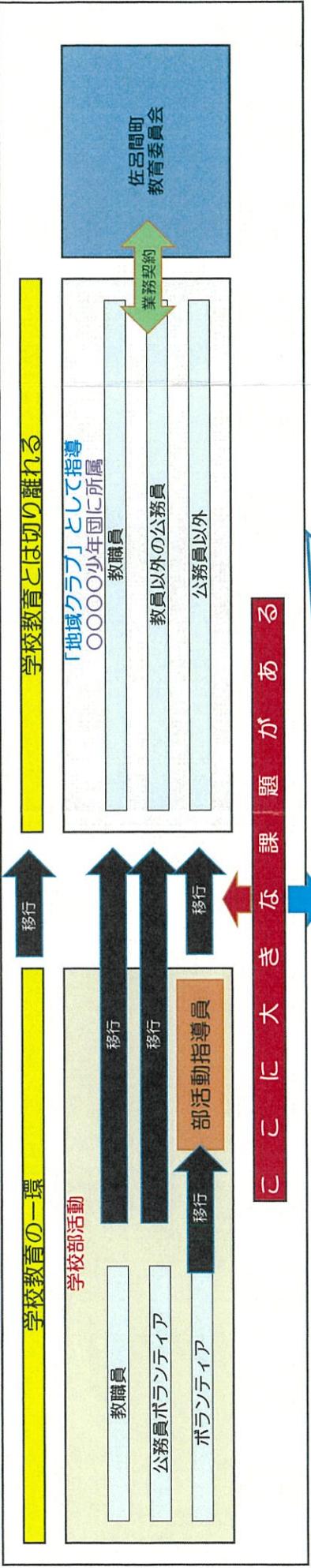
1 プロセス

- ①生徒のニーズを踏まえた上で
- ②「指導できる者」がいる場合
- ③「部活動指導員」（以下、「指導者」という。）として配置した上で
- ④生徒（保護者を含む）、教職員、指導員の関係が構築できたものから順次「地域クラブ」へ移行していく。

2 プロセスの理由

部活動を地域移行する際の最大の懸念事項は、生徒、教職員、指導員三者の信頼関係やコミュニケーションが深まらないうちにいきなり地域移行できただとしても様々なトラブルが生じかねず、生徒も教職員もそうした問題を抱えながら学校生活を送り、学校運営を行っていかなければならない。
そのため、限りなく地域移行に近い距離間にある指導員制度を適用した上で、三者の信頼関係やコミュニケーションが深まった部活動から、順次地域移行していく。

3 イメージ図



4 答申に向けて（ステップ1）

○ 詮問から	○ 検討会議、部活動指導員との意見交換会等で見えてきたもの	○ 解決に向けて	○ ポイント	○ 考えられる対応・調整先
○ 詮問事項	○ 課題	○ ポイント	○ 考えられる対応・調整先	○ 考えられる対応・調整先

○ 考えられる対応・調整先 (Red-shaded area):

- 複数、様々な業種の人材を確保する。
- 活用について先進事例を含め検討する。
- 指導者の研修、ミーティングを実施する（指導者間及び指導者と中学校間）

○ ポイント (Orange-shaded area):

- ① 指導者が不在（仕事等）により部活動が実施できないことがあること。
- ② 指導者不在の時、オンライン指導を活用すること。
- ③ 子ども達を指導するため、指導者の指導力を向上させ、指導者間の指導方針統一すること。

○ 詮問事項 (Yellow-shaded area):

- (1) 指導者について



1. 持続可能な運営に必要な主体

④ 指導者が指導（運営）の主となる立場であること。 ⑤ 指導者が大会の引率ができる環境づくり。	中学校、指導者	中学校、指導者
	環境づくり情報共有 (部活動指導員は引率が可能)	
① 設置されている部活動を経験する教員を確保（人事異動）すること。 ② 教員の人事異動による部活動の引き継ぎをしっかりと行うこと。	中学校、指導者	中学校、指導者
	学校内の調整。	
(2) 学校の関わり方について	中学校、指導者	中学校、指導者
	① 学校は指導者と部活動を緊ぐこと。 ② 地域の各種団体に協力を依頼し連携すること。 ③ 地域の各種団体（少年団、スポーツ協会、文化連盟）	教育委員会、中学校 教育委員会、中学校、各種団体
(2) 学校の関わり方について	中学校、指導者	中学校、指導者
	⑥ その他	教育委員会、中学校 教育委員会、中学校
2. 地域社会との役割分担	中学校、指導者	中学校、指導者
	(1) 指導者について	教育委員会、中学校 教育委員会、中学校
3. 指導者確保の諸課題	中学校、指導者	中学校、指導者
	(3) 運営に係る費用について	中学校、指導者
(3) 運営に係る費用について	中学校、指導者	中学校、指導者
	① 地域部活動運営に対する補助について。 ② 部活動を実施するにあたり、費用の個人負担について。 ・備品購入費用 ・大会参加費用 ・ユニホーム購入費用	教育委員会、中学校 教育委員会、中学校、保護者



4. その他

(4) 活動場所等について


(5) 交通手段について

- ① 郡内における活動場所を確保する
- ② 部活動間で活動日・活動時間の調整を行う
- ③ 休日、指導者が指導可能である時間に併せて活動日・活動時間の設定

- ① 合同練習、大会参加にともなう移動手段を確保する。又、費用負担について。
- ② 練習で佐呂間町体育館へ移動する場合に町営バスへ乗車する
- ③ 新制度の検討について

- 町営バスの利用回数を緩和
公的交通手段の利用及び費用助成その他交通手段の確保・協力（地域）
（保護者の協力）
- 乗車要件の緩和
- 制度新設、既存制度の運用

町体育館、小・中学校体育館を利用
のため部活動間の調整が必要

中学校、指導者

- 教育委員会、中学校、指導者
- 中学校、指導者

休日の地域移行（ステップ1）を踏まえて、順次平日の部活動を地域移行（ステップ2）



課題	ポイント	解決に向けて	考えられる対応・調整先
(1) 運営に係る費用について	① 地域部活動運営に対する補助について ② 部活動を実施するにあたり、費用の個人負担について ・備品購入費用 ・大会参加費用 ・ユニホーム購入費用	補助について検討。及び受益者負担についても検討 公的負担と保護者負担の負担割合を検討する	教育委員会、中学校 教育委員会、中学校、指導者 教育委員会、保護者
1. 平日の地域移行に向けて	(2) 活動場所等について (3) その他	① 平日、指導者が指導可能である時間に併せて活動日・活動時間の設定 ① 中学生の部活動地域移行確率後、佐呂間高校との連携	中学校、指導者 中学校、中学校、高校 教育委員会、中学校、高校



追加資料

■答申案に盛り込む内容

1 はじめに

- 佐呂間町の概要、地域性、学校の設置状況
- 人口等について（現状を記載）

○人口

※記載のためのデータ

- ・佐呂間町の人口（想定人口）
基準年度（平成 30 年度）～目標年度（令和 12 年度）
年齢区分ごとの人口
※第 5 期佐呂間町総合計画 2021～2030

○産業毎の人口データ

※令和 2 年国勢調査

○生徒数・・・部活動を維持していけるのか？

- ・学校毎の生徒数推計（令和 12 年度まで）
※教育委員会推計

○指導者・・・指導していただける人材が確保できるのか？

指導可能な職業、時季、時間

持続可能な地域部活動を議論した内容等記載

2 基本的な考え方

①「 1 プロセス、2 プロセスの理由 」

- ・生徒のニーズを踏まえて
- ・指導者いる場合
- ・生徒、（保護者）、教職員、指導員の関係が構築できたものから

②「 3 イメージ図 」

- ・土・日の部活動地域移行
- ・現行制度を活用しながら（部活動指導員）
- ・平日の部活動地域移行

その上で「ステップ1 土日の部活動を地域移行して行くために」各委員に議論していただいた内容へ



町立学校における部活動の今後のあり方について
(答申) (案)

令和 6 年 (2024 年) 月
佐呂間町部活動地域移行検討協議会



- 1 はじめに
- 2 基本的な考え方
- 3 部活動の今後のあり方について
 - (1) ステップ1 休日の部活動を地域へ移行して行くために
 - ①持続可能な運営に必要な主体のあり方について
 - ア. 指導者について
 - イ. 学校の関わり方について
 - ②地域社会との役割分担について
 - ア. 学校の関わり方について
 - イ. その他
 - ③指導者確保等の諸課題の対応について
 - ア. 指導者について
 - イ. 運営に係る費用について
 - ④その他について
 - ア. 運営に係る費用について
 - イ. 活動場所等について
 - ウ. 交通手段について
 - (2) ステップ2 休日の地域移行（ステップ1）を踏まえて、順次、平日の部活動を地域移行
 - ①平日の地域移行に向けて
 - ア. 運営に係る費用について
 - イ. 活動場所等について
 - ウ. その他について

4 おわりに

<参考資料>

- 資料1 アンケート調査結果
- 資料2 諮問書の写し
- 資料3 佐呂間町部活動地域移行検討協議会設置要綱
- 資料4 佐呂間町部活動地域移行検討協議会委員名簿
- 資料5 佐呂間町部活動地域移行検討許議会等開催状況

1 はじめに

佐呂間町部活動地域移行検討協議会（以下「本協議会」という。）は、令和5年5月24日に佐呂間町教育委員会教育長から、児童生徒の多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、「町立学校における部活動の今後のあり方について」の諮問を受けました。

本協議会は、佐呂間町部活動地域移行検討協議会設置要綱に基づき設置され、町立学校における部活動の今後のあり方を考えるにあたって、今後の方向性等、必要な事項について意見を述べるため、5回にわたって議論を重ねてきました。

本町の部活動の現状や子ども達のニーズ、保護者や各種スポーツ・文化団体等の意見等を調査把握し、部活動の今後のあり方についてまとめました。

町立学校における部活動の今後については、本答申が反映され、児童生徒の多様な体験の確保と持続可能な運営の実現に寄与することを期待します。

佐呂間町部活動地域移行検討協議会
会長 安田吉雄

2 基本的な考え方

3 部活動の今後の方針について

(1) ステップ1 休日の部活動を地域へ移行して行くために

① 持続可能な運営に必要な主体のあり方について

維持していくために必要な視点は以下のとおりである。

ア. 指導者について

(ア) 指導者の都合により不在となった際、部活動が実施できることに陥らないように複数の指導者を確保することが重要である。

そのために、様々な業種等の指導者を複数確保する体制とする。

(イ) 指導者が不在のときは、オンラインによる指導を活用することが重要である。

そのために、先進事例を参考にオンライン指導を受けることができる体制を構築する。

(ウ) 子ども達を指導する際は、指導者の指導力を向上させ、指導者間の指導方針を統一することが重要である。

そのために、指導者の研修、指導者間のミーティングを実施し指導方針を構築する。

(エ) 指導者が部活動の運営主体になるのではなく、学校も情報共有し共同で運営する体制となることが重要である。

そのために、学校と指導者の間で協議を重ね役割分担を明確にする。

(オ) 指導者が大会等に引率できる環境を整えることが重要である。

そのために、関係機関(中体連等)との情報共有や要請、また、引率に関する費用を町で補助し指導者の負担軽減を図る。

イ. 学校の関わり方について

(ア) 教職員の人事においても指導者確保を考慮することが重要である。

そのために、学校としての意見を教育委員会へ進言する。

(イ) 人事異動による引継ぎをしっかり行うことが重要である。

そのために、学校内は勿論のこと、学校と指導者の間で引継ぎを含め情報を共有する。

② 地域社会との役割分担について

維持していくために必要な視点は以下のとおりである。

ア. 学校の関わり方について

(ア) 学校は指導者と部活動を繋ぐ役割を果たすことが重要である。

そのために、学校は指導者及び少年団の指導者と指導者確保のため情報交換を行うこと。また、学校内での情報共有を図る。

イ. その他

- (ア) 学校は部活動運営について教育委員会と連携し進めることが重要である。
そのために、学校は教育委員会と役割分担を含め協議を重ね調整を図る。
- (イ) 地域の各団体に協力を依頼し連携を図ることが重要である。
そのために、教育委員会は各団体とコミュニケーションを図り、協力を得られる体制づくりを構築し学校へ繋ぐ。

③ 指導者確保等の諸課題について

維持していくために必要な視点は以下のとおりである。

ア. 指導者について

- (ア) 指導者は仕事に従事している方もいます。指導者の勤務に合わせた部活動開始時間を調整することが重要である。
そのために、学校は部活動を実施する適正時間について指導者との間で調整を図る。
- (イ) 指導者の活動を職場等に御理解をいただくことが重要である。
そのために、教育委員会と学校は御理解を得られるよう要請を行う。
- (ウ) 指導者の発掘、確保に向けた制度を構築することが重要である。
そのために、既存の制度も含め、教育委員会が主体となって地域の人材を発掘し制度の充実を図る。
- (エ) 指導者の後継者を育成していくことが重要である。
そのために、経験者を含めた人材の確保や育成に努め、地域の人材情報を広く得る。

イ. 運営に係る費用について

- (ア) 指導者の謝礼及び大会引率等にかかる費用について予算を確保することが重要である。
そのために、教育委員会は謝礼の適正額を定め、引率などに係る費用についても指導者の負担が伴わないよう予算を確保する。
- (イ) 指導者が安心して指導できるよう保険や補償が重要である。
そのために、教育委員会は保険に加入し、その保険料について指導者の負担が伴わないよう予算を確保する。

④ その他について

維持していくために必要な視点は以下のとおりである。

ア. 運営に係る費用について

- (ア) 学校部活動同様に地域部活動運営に係る費用について補助するこ

とが重要である。

そのために、教育委員会は予算を確保する。

- (イ) 子ども達が安心して部活動に取り組めるよう個人で使用するもの以外は負担が伴わないよう予算を確保することが重要である。
そのために、教育委員会は予算を確保し、個人が負担すべきと考える活動に必要なものは、その内容及び適正な負担割合について設定する。

イ. 活動場所等について

- (ア) 子ども達が安心して活動できる場所を確保することが重要である。
そのために、町の体育館、小・中学校の体育館利用について教育委員会は調整を図り、また、練習場所の整備を含めた環境作りについて推進する。
- (イ) 部活動間において活動日、活動時間の調整を行うことが重要である。
そのために、部活動間でコミュニケーションを図り、子ども達が安心して活動できるよう調整を図る。
- (ウ) 休日に指導者が指導できる時間に合せた活動日、活動時間を設定することが重要である。
そのために、学校は指導者と活動日、活動時間を含めた調整を図る。

ウ. 交通手段について

- (ア) 子ども達が合同練習や各種大会に参加する際の交通手段について確保する。また、その費用についても予算を確保することが重要である。
そのために、町営バスの利用条件の緩和、公的交通手段の利用及び費用の助成、その他、交通手段を確保するための手段を模索し確保、更に地域又は保護者の協力を得られる体制を構築する。
- (イ) 町内に点在する施設を使用する際、町営バスへの乗車、その他の交通手段を確保することが重要である。
そのために、乗車要件の緩和等が必要。また、上記の確保が難しい場合においては、保護者による送迎について体制を構築し、費用の一定額を補助する。
- (ウ) 交通手段を確保するために新たな制度を構築することが重要である。
そのために、先進事例を参考に構築する。

(2) ステップ2 休日の地域移行（ステップ1）を踏まえて、順次、平日の部活動を地域移行

① 平日の地域移行に向けて

維持していくために必要な視点は以下のとおりである。

ア. 運営に係る費用について

(ア) 地域部活動運営に対する費用について補助することが必要である。

そのために、教育委員会は学校部活動同様に子ども達が安心して活動できる地域部活動にするため、費用の補助について予算を確保する。

(イ) 子ども達が安心して部活動に取り組めるよう個人で使用するもの以外は負担が伴わないよう予算を確保することが重要である。

そのために、教育委員会は予算を確保し、個人が負担すべきと考える活動に必要なものは、その内容及び適正な負担割合について設定する。

(ウ) 地域部活動指導者の保険・補償が重要である。

そのために、地域部活動の指導者が安心して指導できるスポーツ安全保険への加入が必要。教育委員会は保険に加入し、その保険料について指導者の負担が伴わないよう予算を確保する。

イ. 活動場所等について

(ア) 平日の部活動は、指導者が指導できる時間に合わせた、活動日、活動時間を設定することが重要である。

そのために、学校は指導者との間で、子ども達の活動に適正な時間である活動開始時間及び活動日の調整を図る。

ウ. その他について

(ア) 中学生の部活動地域移行が確立した後、佐呂間高校との連携が重要である。

そのために、中学生と高校生を指導できる体制づくりを推進し、佐呂間町として部活動地域移行を総体的に考え構築する。

■おわりに

<参考資料>

資料1 アンケート調査結果

資料2 質問書の写し

資料3 佐呂間町部活動地域移行検討協議会設置要綱

資料4 佐呂間町部活動地域移行検討協議会委員名簿

資料5 佐呂間町部活動地域移行検討許議会等開催状況